## ユーロ誕生二〇年

―制度改革の焦点―

—制度改

はじめに

圏は、その後八カ国の参加を得て、現在までに一た。九九年の誕生時点で一一カ国であったユーロー九九九年のユーロ導入から二○年が経過し

カ国(除英国)の八六%がユーロ圏となってい九カ国に広がり、GDPベースでもEU加盟二七

貨圏としてみた場合、ユーロ圏が長期的・安定的

ユー

しかし、

ギリシャ政府債務危機に端を発する

口圏政府債務危機に見られるように、

単一通

V 3 (1)

している。EUは二〇二五年を目標にユーロ圏のに存続していくためには、なお多くの課題が存在

岩

田

健

治

求されている「金融同盟」「経済同盟」「財政同制度改革を推進しているが、本稿では、そこで追

盟」という三つの同盟が、経済理論的に単一

通貨

いて検討したうえで、当面の焦点と考えられる圏の強化という目的に適合的であるかどうかにつ

。 「経済同盟」の課題と問題点について考えてみた

## 果 戦後欧州経済統合の論理と成 市場統合と通貨統合

的 くされてきた欧州資本主義を、 経済統合は、国民経済の桎梏により衰退を余儀 体 Ε EC を 経 て E U 国民」経済への再組織化) (欧州経済共同 (欧州連合) 体 からEC 経済統合 (欧州共同 (II 地

る試みであり、その成果は、異なる歴史的背景を 有する単一市場と単一通貨の二つに集約できる。 市場は、 企業形態が合名・合資会社から株 に連なる戦後の欧州 を通じて再構築す 域 な

> ○○余年かけて発展させてきた中央銀行-の再活性化をミクロ これに対して、 単一 的に図る試みと考えられる。 通貨は、 欧州資本主義 -商業銀 が

行からなる二層の通貨システムを用いて、

九三

クロ が、グロ 〇年代に形成され 面で直面した「国際金融のトリレンマ」を ーバル化 (含資本移動自由化) た国民経済別 の管理通 0 中で 貨 体 マ

克服 (=離脱)」する試みと捉えることができる。 こうした出自の違いにより、 単 一市場と単 · 通

貨には、

独自のコスト・ベネフィ

ット構造が存在

する。 低下、 単 (2)市場統合による、 \_-市 場の 利益は、 ①非 (1)関税同盟による価 関税障壁除去 0

規模の経済の実現等からなる。こうした利益を手 スト削減、 ②域内レベルでの企業間競争を通じた

において、戦後、

国民経済毎に寡占体制が形成さ

れ経済が停滞したことへの反省から生ま

れた

競争をクロスボーダーで再開させ、

欧州資本主義

方、

非

関税障壁の撤廃を通じて域内寡占企業

間

0 0 式会社へと展開し経済発展を遂げた欧州資本主

単

劣位産業や地 に入れるため 単一通貨の導入により、 域に対する手当てが中心となる。 のコ ストは、 統合の 通貨圏内での投機的 利益に与れない

とになる。
とになる。
とになる。
とになる。
とになる。
とになる。

通貨アタックはなくなり、為替相場の不透明性や

府債務危機は単一通貨のあり方に、それぞれ反省の統合領域におけるベネフィットとコストのバランスが一時的に後者に大きく傾き、統合の純経済ブレグジットは単一市場のあり方に、ユーロ圏政ブレグジットは単一市場のあり方に、それぞれの統合領域におけるベネフィットとコストのバラ

解となろう。

を望む構成国だけで進める、④統合分野を減らしい進む、②単一市場に限定する、③統合の深化りに進む、②単一市場に関する白書』を公表し、EU『ヨーロッパの将来に関する白書』を公表し、EU『ヨーロッパの将来に関する白書』を公表し、EU

加国には⑤を適用する、という方法がおそらく正参加国には厳格に②のみを適用し、③単一通貨参と単一通貨」の二つだけに絞りこみ、②単一市場と単一通貨」の二つだけに絞りこみ、②単一市場の一通には厳格に②のみを適用して統合を深化させる効率的に進める、⑤全体として統合を深化させる

と制度改革二、単一通貨ユーロの誕生・危機

の観点から簡単に振り返ってみたい。から二〇年を経て現在に至る経緯を、経済統合論ここでは「単一通貨」に論点を絞り、その誕生

## (1) ユーロ誕生の必然性―国際金融トリレンマか

## らの解放

り、 当時の欧州通貨制度 性や通貨危機のリスクを域内において遮断したの 分の要素である。 融政策の独立性、 に出現した。 労働、資本が自由に移動する「単一市場」が欧州 あった。こうしてEUは単一 融政策の独立性の放棄=通貨統合に向かったので の結びつきの強いEC諸国にとって不可欠であ いという命題) (①固定為替相場制度、 ЕС 九九二年の市場統合により、財、 さらに②の資本の自由移動は単一 グロ (当時) ] しか バ に直面した。 ル それゆえ、 化 経済は、 の三つが同時成立することはな この負の (EMS)) は域内貿易など 資本の自由移動の実現 ②資本の自由移動、 側面である為替の浮動 国際金融のトリレン EC諸国は、 ①の固定相場制 通貨を手に入れるこ 市場の不 3 ③ 金 によ の金 (II 可

もはや生じないのであれば、

単一

通貨圏の安定は

である。

(2) しかしながら、 最適通貨圏理論とユーロの存続条件 新たに創設されたユー 口 巻

別の次元の課題が待ち受けていた。

最

適

通

貨

には

サービス、

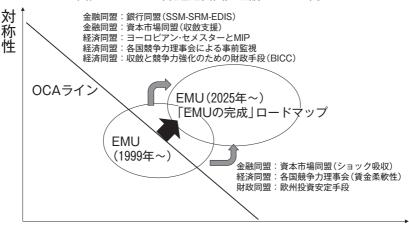
を通じた従来の調整メカニズムがもはや機能 地域内では、①独自の金融政策や②為替相場変動 カニズムを必要とするような非対称的ショ くなる。 O C A 地域内の対称性が高く、 理論によれば、 単 一通貨が導入された 何らか 0 ッ 調 クが 整 しな X

軟性、 効に機能する必要がある 長期的に確保される。 ニズムに代わり、 生じる余地がなお存在する場合、 ③財政による調整といっ ①労働移動、 しか (柔軟性)。 し非対称的 たメカニズ ②賃金・ 既存の 対 シ 称 価 調整 日 性 ッ 4 格 が の柔 メカ クが (当

該地域が非対称的ショックに晒される程度の少な

## ユーロ誕生二〇年

## OCA (最適通貨圏) 理論と3つの同盟 図表 1



[出所] De Grauwe (2009)、邦訳、第4章、および European Commission (2015)。同 (2017b) を参考に筆者作成。

(3)

ī

制

度改革

: 三つの

同

盟

は不可欠か

必 シ せ ユ 工 要が 度改革について考えてみたい ] 日 る 1 13 まや 口 ッ 口 生 ク 巻 巻 Ш じ 政 への柔軟 を () 域 7 府 内 通貨ユ 債 13 Č 0) 務危機後に遂行され る 対 0 な調整 ラ であ 称 イイン ] 性 口 る。 を高 X 0 0 長期 カニズムを強化する 右 こうした観点か 8 and/or 的 る 存続 か 7 V 0 非 ために、 る 対 移 ユ 称 5 動 1

制

口

長期 そのラインの右 OCAラインのような右 Č ょ の適応: ŋ 的 Aライン 存 軟 九 続 能 九 性 の左下に位置 年に 可 力 当 王 能となる に誕生し 0 لح 該 領域 0 地 間 域 た に が 下 してい あ は 有す が 工 ユ ] 1 n n) ば る П 口 0 図 非 たことが判 巻 巻 関 表 当 は 政 係 対 1 該 府 が 0 称 実際 債務 通 的 償 在 わ 朗 巻 13 危 W 彐 は は ッ

柔軟性

るユ 国全体に及んでいった。スペインでは、 二〇一〇年五月のギリシャ政府債務危機に始 1  $\Box$ 卷 内 の政 府債務危機は、 次第に南欧 一二年五 0

ま

月に は銀行への支援を行う余裕はなく、 面 化 したが、 同国第四位の大銀行バンキアの経営危機が表 折からの政府債務危機で同 危機は 玉 「銀行 政 府に

述

の強化、財政によるマクロ

経済安定機

パ ŋ 7

うし 機関トップ連名で『真のEMU て、ファンロンプイ欧州理事会常任議長らEU 政府共倒れ型」の複合危機の様相を呈した。こ 政治の四分野でEMU強化案が示された。 に向けて』が合意され、 た中、二〇一二年一二月のEU首脳会議 金融 (経済 財政 ·通貨 ·経済政

兀 13

13

ける E M U 員会委員長らEU五機関トップ連名で『 れを受ける形で一五年六月には、ユンカー欧州委 を支える「金融 の完成』が出され、 同盟」「経済同 単一 通貨 盟 『欧州に (一通 財 政同 貨 お 同

を二〇二五年までに完成するための口

]

ド

後述)を柱とし、

ユー

口

圏内の経済収斂を目指

一が出され、 ップが示された。 『EMU深化に向けたリフレ ヨーロピアン・ 一七年五月には欧州委員会よ セメスター クショ (後 ]

ユー 口圏財務省や欧州通貨基金 Ê M F)の創設

う越えようとしているの 61 などのタイムラインがより具体的に示された。 る三つの同盟は何を目指 以下では、一連のユー か。 口制度改革の柱となって 順に検討していきた OCAラインをど

(a) 経済同 盟 . . 単 市場強化と構造改革 マ クロ

そ

政策協調からなる域内収斂施

つい 盟 現行のユー て監視・是正するヨー は、 域 内経 口 制 済 度改革の枠組みにおい のマ ク ロピアン・ 的 構造的 セ . て — 不均 経済 衡

すものである。

に定義されたのは、一九八九年に通貨統合の青写歴史的に見た場合、「経済同盟」の概念が明確

一通貨)を目指す「通貨同盟」と「同時並行的進は「経済同盟」は、為替相場の非可逆的固定(単(ドロール委員会報告)においてである。そこで真を示した「EC経済・通貨同盟に関する報告」

や地域的発展を目指す共同政策、④財政政策を拘では「経済同盟」は、①単一市場、②市場メカニでは「経済同盟」は、①単一市場、②市場メカニを補強する競争政策等の諸施策、③構造改革

けでも、両者が根底で関連していることがわか切り分けたが、この「経済同盟」の定義をみるだ本稿の冒頭では、単一市場と単一通貨の論理を

制

る。

れていた。

東する規制を含むマクロ経済政策協調、

と定義さ

(b)

る「資本の自由移動」は、単一通貨圏内においてる。第一に、①「単一市場」の不可欠の要素であ

を含む四つの施策は、単一通貨圏内における種々も保証されるべき前提条件であった。第二に、①

従って、どれもOCAラインを上方(=対称性のも構造的にも収斂させるものと考えられていた。

の不均衡の累積を抑止し、

域内経済をマクロ的に

来のユーロ圏政府債務危機は、「経済同盟」の四強化)に突破する施策と考えられる。二〇一〇年

独自の補強策が必要であることを明らかにした。

金融同盟:本来は単一市場の強化策

金融同盟は、

銀行同盟と資本市場同盟とからな

「単一ルールブック」と監督体制「SSM(単。銀行同盟は、ユーロ圏内で統一された金融規

監督メカニズム)」、銀行破綻時の統一的処理を

つの施策のうち③と④になお大きな欠損があり、 一来のユーロ圏政府債務危機は、「経済同盟」の四 7

S は、 資 インフラ投資など資本市場に係る六分野の改善施 環として出されたもので、 金 欧 プー 雇用と成長を促進するためのEU投資計 州預金保険制度) ル S R F 単 からなる。 破綻処理基金)、 中小企業向け投資や 資本市場 画

定めたS

Ř М

単

破綻処理メカニズム) とその Е 同盟 D 0) T 門における対称性の強化) う意味で、OCAラインを上方に突破(= 融システムが機能不全に陥ることを防止するとい リスクが累積することを統一ル そうしたリスクが顕在化した際に特定 する施策であると同 Î ルで事前に 金 国

融

の金

は、 金融同盟 二〇一二年にスペインで生じた銀 銀 行 同盟および 資本市 行 場 同 政 盟 府 0)

策からなる。

相互依存的危機を断ち切るための銀行部

i 門側

0)

緊

され

T

(V

能

(OCAラインを右方に突破)

を有していると

金融

商品

の価格変動を通じて均衡を回復させる機

に、

理論的には非対称的シ

ョックが発生した際

急施策として出てきたために、

あたかも単

通貨

シ

日 ツ

が、 化策に他ならない。 13 Ε М 直 U その本質は、 接に奉仕する同盟のように考えられ 強化策としてではなく、 金融サービス分野の単一 従って、本来はユ E U 構 一一口口 成 国全体で 市場 圏内 7 13 強 る 0

追求されるべき政策体系なのである

珥

一論的には、

金融同盟は、

特定国の金融部門に

(c) 財政 同盟 ク吸収機能 . . 不均 能に限定 衡監視 ・是正策と条件付きの

た際 けられている財政同盟は、 とが多い。 との関係で見た場合、非対称的ショッ 財 政同盟は、 の調整策 実際に、 (右方突破の施策) これまで論じてきたOCAライン ユ 1 口 1 制度改革の中で定義 1 と考えられるこ 口 圏構成国 クが発生し 間 0

べきとされている。「経済同盟」がその成果を目 方通行の財政移転の制度にならないよう、「経済 えられる。 となることは自明で、 同盟」を通じた事前の域内収斂が先ず確保される 破と考えられる②については、それが恒常的で一 称的ショックを未然に防止する施策 安定化機能」の導入という二つのステップからな 定の条件付きで域内財政移転を伴う「マクロ経済 いため、このような建付けになっているものと考 に見える形で出さない限り、次に控える「財政 ンの上方突破)であるが、OCAラインの右方突 る。①は南欧で生じた政府債務危機のような非対 が北から南への一方的な財政資金移転の 北の諸国の同意が得られな (OCAライ 制度 同

## 済同盟」の強化三、ユーロ改革の当面の要:「経

財政不均衡の監視と是正のための枠組みと、②一

必要がある。 が成果を出し、欧州域内経 はとする「経済同盟」が成果を出し、欧州域内経 はとする「経済同盟」が成果を出し、欧州域内経 にメカニズムであるヨーロピアン・セメスターを

そこで、当面の焦点として、各国間

の不均

衡是

## ヨーロピアン・セメスターによる域内不均衡

## 是 正

(1)

る。二○一九年までに八つのセメスターを終え、れ、実際にスタートしたのは二○一二年からであ始される一年間のサイクルからなる。ギリシャ政始される一年間のサイクルからなる。ギリシャ政

は、

EUもしくはユーロ圏全体と各国との乖離を

になる

を開始する。

この一一月からは九巡目のセメスターが始まる。

GS)」を公表し、成長と雇用創出に向けた年度 毎年一一月に欧州委員会は 「年次成長概観 Â

計画を示す。AGSと同時に、

欧州委員会は

E U した

「警戒メカニズム報告書(AMR)」を公表し、 次

構成国に存在する潜在的マクロ不均衡を指摘

の一年間の「マクロ不均衡是正手続き(MIP)」 AMRで示される「スコアボード」

示すいわば成績表で、①対外不均衡と競争力 常収支、対外債務、 実質実効為替相場、 輸出 シェ · 経

住宅価格、 単位労働コスト 民間貸出、 0 民間債務、 五. 指標)、 ② 国 政府債務、 内 不均 失 衡

乖離が観察される場合、欧州委員会は当該国に対 (労働力率、 とに分かれる。これらの不均衡指標で大きな 金融部門の負債の六指標)、 長期失業率、 若年層失業率 ③ 雇 用 -の三指 関連指

> きが必要な過大な不均衡、 衡なし、 を行なうことになる。 するより ②不均衡、③過大な不均衡、 「詳細な調査 この調査の結果は、 の四通りに区分され、 ④是正手続 ①不均

場合MIPの手続きは終了する。 翌年二月に国別報告書とともに公表される。 ②③の場合M ① ⑦

当該国に対し「国別勧告(CSR)」を出すこと Pの予防手続きに従い、欧州委員会が五―六月に (制裁措置は伴わない)。 ④の場合、

委員会は、経済・財務相理事会 に対して、過大不均衡を特定し該当国にM (ECOFIN) Ι Р の

国が是正のための十分な行動計画を立てることが 是正手続きを開始させるよう勧告を行なうことが できる(ただし過去八年間は該当国なし)。

れることになる(ただしユーロ圏に限る)。 たりした場合、 できなかったり、 GDP比〇 合意された行動を実施 % 0 制裁金が課さ しなか る

す要件の順守という観点から各国予算案への意見出し、欧州委員会は安定成長協定(SGP)が示出し、欧州委員会は安定成長協定(SGP)が示財政の縛りがかかる。ユーロ圏内の政府は毎年九

М

IPに加え、

ユー

П

圏の政府にはEU側から

欧州委員会に事前にチェックされることになって 国は次年度予算を採択する。要するにユーロ圏各 プ(ユーロ圏財務相会合)が審議し、一二月に各 を一一月に公表する。その意見をユーロ・グルー

# ② ヨーロピアン・セメスターは成果を出したの

年以降の世界金融経済危機とギリシャ危機で大きの一人当たりGDPの推移をみるなら、二〇〇八

ている)

EU諸国が、ヨーロピアン・セメスター

EU国全体を一○○とした場合のユーロ

圏各国

二二へ)を一方の極とし、イタリア(同じく一二ドイツ(一九九九年の一二五から二〇一八年の一なショックに見舞われた小国の乖離のみならず、

国間の乖離に歯止めがかかっていない。

一から九六へ)を他方の極とするユーロ圏内の大

かを鋭く問うている。図表2は、開始以降の八年は、それが目的適合的な設計になっているかどうヨーロピアン・セメスターの過去八年間の実績

指標としてどこまで目的適合的に設計されている(マクロ不均衡是正手続き)の諸指標が不均衡の

のようにオプトアウト条項により単一通貨を導入ら、単一通貨の導入予定諸国ならまだしも、英国かはここでは問わない)。一での議論に従うな

場による調整というオプションを自発的に選択ししていない(したがって独自の金融政策と為替相

 $\widehat{\mathbf{M}}$ 

I P

間

の各国の成績表を示したものである

## 証券レビュー 第59巻第11号

## 図表2 EU 構成諸国の域内マクロ経済不均衡の推移

国名   B
☆7(0) ☆8(2) ☆9(2) ☆10(3) ☆9(3) ☆9(4) ☆8(2) ☆9(3) 書が指摘する不均衡  フランス FR ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★
T
FR   ★   ★   ★   ★   ★   ★   ★   ★   ★
イタリア
スペイン ES ★ ★★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★
ボルトカル PT ■ ■ ■ ★★ ★★ ☆ ☆ · 対外債務 ギリシャ EL ■ ■ ■ ■ ■ ☆☆ [金融支援18.08終了] まプロス CV ★ ■ ■ ■ □ ☆☆ ☆ 高水準の不良債権、高
キプロス CV ★ ■ ■ ■ ☆☆ ☆☆ 高水準の不良債権、高
<b>1±</b> 7 □ <b>7</b>
・
マルタ MT - ★
ドイツ   DE   -   ☆   ☆   ☆   ☆   ☆   大規模な経常黒字、E   ☆   ☆   ☆   ☆   ☆   ☆   ☆   ☆   か   か
オーストリア   AT   -   -   -   -   -   -   -
オランダ   NL
ベルギー   BE   ★   ★   ★   ☆   -   -   -   -     ***************
ルクセンブルグ   LU   -   -   -   -   -   -   -
スロヴァキア     SK     -     -     -     -     -     -     -       スロヴェニア     SI     ★     ★★     ★     ★     ☆     -     -
アイルランド   E
フィンランド         FI         ☆         ☆         ☆         ☆         -         -         -         -
エストニア   EE   -   -   -   -   -   -   -   -
Uhr=r LT

- (注1) -: 不均衡無し、☆: 不均衡、☆☆: 過大な不均衡、☆☆☆: 是正手続きが必要な過大な不均衡を、それぞれ表す (2016年セメスター以降。なお2012-15年セメスターでは、☆は①監視と施策が必要な不均衡、②監視と断固たる施策が必要な不均衡、③特別な監視と断固たる施策が必要な不均衡の三つのカテゴリーを含む)。同時に、安定・成長協定のもとで「過大な財政赤字是正手続き」の対象となっている国は★または★★。■はEU および IMF による金融支援プログラム等対象国で、広範な経済サーベイランス対象となっているため AMR 対象外。各年の下の数字は、☆不均衡国数(うち過大な不均衡国数)、■金融支援国数、をそれぞれ表す。
- (出所) European Commission, Results of in-depth reviews under Regulation (EU) No 1176/2011, various issues.

財政赤字是正手続き国も二〇一三年の七カ国から ことで一九年は金融支援国がゼロとなった。また だけ見れば不均衡拡大の峠は越えたかに見える。 近の一九年度では九カ国まで減少している。二〇 支援国とMIPで不均衡が存在するとされた国と 衡国」のGDP合計を計算するなら、二〇一二年 全体のGD 点を見逃すわけには の小国からコアの少数の大国へとシフトしている 一八年八月にはギリシャが金融支援国から外れた 五年度にかけて一二カ国まで増大したものの、直 の合計は、二〇一二年度の一〇カ国から一三―一 カ国について集計している。MIP対象外の金融 一九年の一カ国へと大幅に減少してい ところが、 Pに占める ユー 口圏内の不均衡が、 61 かない。 「金融支援国」 ユーロ 及び る。国 巻 周縁の多数 二九 「不均 [の数 力国

> 三年以降続いた景気拡大を経ても十分に改善され 覆うメガ不均衡状態となっており、 七・九%)。いまやユーロ圏内は南 る 度セメスター (うち「過大な不均衡」に指定された国 二〇一九年度には八八 開始時に六一・四%であったのに対 ・三%まで拡大してい それは二〇一 北両エリアを は

せない。そこで、二〇一九年時点のユ

一 口 口

巻

九

の対象国となっていることに合理的理由は見いだ

(3) 収斂と競争力強化のためのEU財政手段

経済同盟を通じた域内経済収斂はなお実現

して

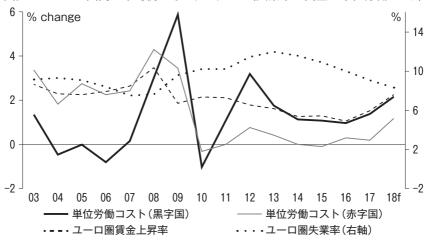
ていない。

させた結果と考えられる 働コストに代表される各国の競争力を大きく乖 61 かで生産性や賃金の伸びの相違が累積し、 ない。 為替相場による調整がもはやできない (図表3)。そこで二〇 単位労 な

にEU財政を動員するための議論が行わ 七年以降、こうした各国 一〇月のユーログループ(ユーロ 間の構造的 圈財務相会 乖 離の 解消 九

年

図表3 ユーロ圏内の不均衡とそのリバランス (失業率・賃金・単位労働コスト)

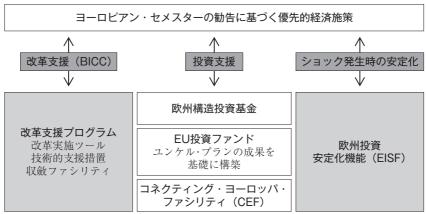


(注) 「黒字」国はドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、オーストリア、フィンランド。 「赤字」国はそれ以外のユーロ圏諸国。

〔出所〕 European Commission (2018), Alert Mechanism Report 2019. (原典は AMECO).

突破 ピアン は、 が る 指 れ 指 れるEU財政支援策は、 のため Ε 程度と報道されており、 社会構造は強化され経済的 より支援を行うもので、それにより当該 for Convergence and Competitiveness) ることになる。 U 結果を出せなかった各国の構造改革に対して、 す E U 摘され 従来、 支援金 財政 O C で基本合意を見てい (対称性の強化) 0) 諸 財政手段 AラインをEU た構造改革や投資を行う際に セ を動員することで支援するという施! 額 メスタ 経済同盟 玉 は 当 0 その支援規模 初 1 同 (BICC: Budgetary Instrument 提案より 様 0 0 しようとする施策であり、 日 ユ 0 1 ユ 財政の力を借りて上方に 財 ] 関連してユーロ る。 な混 ] 口 政支援も検討され 口 ピアン・ 縮小されて 卷 口 「収斂と競争 は 一勧告や一 巻 乱 構成 が 七 吸 国 収 Ė セメスター  $\bigcirc$ 玉 導入を目 が V 億 玉 U 别 と呼ば 力 るも ユ 調 0 財 勧 日 経 7 告 強 1 政 ] 済 化 口 口

## 図表4 ヨーロピアン・セメスターと各種財政措置の関係



(出所) European Commission (2018), Budget for the Future.

むすびに代えて

府 衡 的 は、 債 に見えた最初の一 誕 務危機 生から二〇年を経過 ギリシャ政 、と展 開 府債務危機を契機に南 〇年 間 13 L たユ まや に内

. 部で累積

した不

1

口

巻

だだ

が

安定

差しならない

対立

0

原因となっ

てい

南

北

欧

州

間 0

抜 玉

欧諸

政

こうした現実を前に、

EUが二〇二五年の完成

その効果に注目する必要がある な お安定化装置としてのEU 財 政 図 O表 動員 4

Aラインの右方突破)については、

大規模な特定

O

ショックやユー

口圏全体を襲う共通ショッ

クに

して公共投資をEUレベルで支援

口

規

模

す

る

欧 州

投

資

安定手

段

- 15 **-**

の創設に向けて議論が続けられている。

(European Investment Stabilization Function)

に向けて推し進めるユーロ制度改革は、 の途上にあるが、「経済同盟」が域内不均 なお模索 衡 の累

構造的不均衡是正のための改革 積に歯止めをかけ経済収斂をもたらすことができ るようになるかが焦点となっている。EU財政を (経済同盟) の成否が に動

注目されるところである。 員しようとする新たな試み (BICC)

## 注

(1) 本稿は岩田(二〇一六)で示したユーロ制度改革の概要 を基礎に、その後のヨーロピアン・セメスターの動向等を 踏まえ、改革の当面の焦点について考察したものである。

- (2)European Commission (2017a)
- (3) us-jpri.org/category/voice) 詳細は USJI, Voice Vol.30を参照されたい(http://www.
- (4)田誠一編著(二〇一二)、『現代国際金融 第一六章所収を参照 岩田健治「EUの通貨統合と新たな課題」、上川孝夫・藤 第四版』有斐閣
- (5)同上。

- (6) Juncker, Jean-Claude, et.al (2015) Van Rompuy, Herman, et.al (2012)
- (8) (7) (9) を European Commission View というが、そうした機能は 含まれないことになる。高濱光信(二〇一九)「ユーロ圏に ないとするP.クルーグマンなどの見解を採用するなら①は 造の類似化)を通じてこうした機能を有すると考える見解 おける最適通貨圏の内生性問題―展開と現状―」、中央大学 European Commission (2017b) ①の単一市場が、水平的産業内貿易の拡大(各国産業構
- (10)山口昌樹訳(二〇一一)、『通貨同盟の経済学』 Paul De Grauwe(ポール・デグラウエ)著、 勁草書房 田中素香、

『経済学論纂』 第五九号第三・四合併号参照

(11)European Commission (2017b)

一一章を参照

## 参考文献

岩田健治(二〇一六)、「繰り返すユーロ危機と通貨統合の行 完成』に向けた課題」、 方―ヨーロピアン・セメスター最初の五カ年と『経済同盟 国際貿易投資研究所 『世界経済評

田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 Vol.60, No.4, 七一八月号。

代ヨーロッパ経済第五版』 有斐閣 (二〇一八)、『現

European Commission (2017a), White Paper on the Future of Europe, Reflections and Scenarios for the EU27 by 2025.

European Commission (2017b), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union.

Juncker, Jean-Claude, in close cooperation with Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem, Mario Draghi and Martin Schulz (2015), Preparing Completing Europe's Economic and Monetary Union, June.

Van Rompuy, Herman, in close collaboration with José Manuel Barroso, Jean-Claude Juncker, Mario Draghi (2012), Towards a Genuine Economic and Monetary Union (Four Presidents Reports), December.

(いわた)けんじ・当研究所客員研究員 )